

ID: 152

担当部署: 教育委員会 参事(風連生涯学習担当)

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	ふうれん地域交流センター条例 第11条(第18条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成22年条例第2号		
<p>【根拠条文】 (利用の制限)</p> <p>第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) 利用者が、許可を受けた利用の目的又は条件に違反したとき。</p> <p>(2) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3) 利用者が、許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。</p> <p>(4) 天災その他避けることができない理由により、必要があると認められるとき。</p> <p>(5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、施設の管理上特に必要があると認められるとき。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び名寄市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公共施設の利用の不許可等)</p> <p>第7条 市長、名寄市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)をいう。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	年 月 日